

令和5年10月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和5年10月5日
武雄市農業委員会

令和5年10月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和5年7月5日(水)
(開会) 9時00分 (閉会) 9時45分

2. 場 所 文化会館ミーティングホール

3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者

山口和利、永尾 修、小柳 満、差形勝見、西村栄義、荒川宏文、山口恭広、岩瀬源吾、古場邦彦、蒲地哲也、小淵 博、光岡政範、山口 浩、松岡義信、田淵清徳、山田鉄男、下平寅義、樋口英則、鈴山春樹、中原 位、宮原洋昭、平川 香、山口良孝、橋口和彦、立川浩吉(以上25名)

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請	12件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請	2件
議案第3号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	2件
議案第4号	武雄市農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第5号	農業振興地域内、農用地からの除外について	
議案第6号	武雄市非農地証明願	2件

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆様こんにちは。時間になりましたので、令和5年10月の総会を始めていきたいと思えます。本日は、農業委員18人の出席、欠席者1名ということで、在任委員の過半数以上の出席となります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。それでは会長、議事進行をお願いします。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)
ただ今から、令和5年10月の武雄市農業委員会総会を開会します。今回は、議案第1号から第6号までの審議をお願いします。本日の議事録署名人に、議事録署名人に、10番 向井健作委員、19番 岩橋久美子委員を指名します。それでは、議案審議の前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 9月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はありませんか。
(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 それでは、議案第1号を議題とします。
農地法第3条の規定による許可申請が12件提出されています。
この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第1号についてご説明させていただきます。資料につきましては、議案書の1ページからになります。
まず、申請番号1番から4番です。権利の内容は所有権移転、これは、昭和50年頃に行われた赤穂山河川改修工事の後底地の名義が整備されていなかったため、このたび法的に所有権移転をするものです。詳しい内容は省略させていただきます。農地の価格はいずれも発生しておりません。
次のページです。申請番号5番です。権利の内容は所有権の移転になっております。
土地は、〇〇町の田1筆の498㎡。譲渡人は高齢のため、耕作・管理ができない。譲受人は自分の農地の隣にあるため、耕作・管理しやすい。ということで申請が提出されています。農地の価格は、1筆〇〇円です。
申請番号6番。権利の内容は所有権移転。土地は、〇〇町の畑1筆の108㎡。譲渡人は耕作する者がいないため、譲りたい。譲受人は自宅の横にある

ので、耕作・管理がしやすい。ということで申請が提出されています。農地の価格は、発生していません。

申請番号7番です。権利の内容は所有権の移転になっております。

土地は、〇〇町の田4筆畑6筆合わせて10筆の7, 996㎡です。譲渡人は、耕作する者がいないため、譲りたい。譲受人は、譲渡の相談があったので、譲り受けて耕作したい。ということで申請が提出されています。農地の価格は、10筆〇〇円です。

申請番号8番。権利の内容は所有権移転。土地は、〇〇町の田1筆の292㎡。譲渡人は、高齢のため、耕作・管理ができない。譲受人は、売買の相談があったので譲り受けて耕作したい。ということで申請が提出されています。農地の価格は、交渉中です。

申請番号9番です。権利の内容は所有権の移転になっております。

土地は、〇〇町の田1筆畑1筆の226㎡です。譲渡人は高齢のため、耕作・管理ができない。譲受人は、売買の相談があったので譲り受けて耕作したい。ということで申請が提出されています。農地の価格は、交渉中です。

申請番号10番。権利の内容は所有権移転。土地は、〇〇町の田1筆畑4筆の1, 695㎡です。譲渡人は遠方に住んでいるため、耕作・管理ができない。譲受人は売買の相談があったので譲り受けて耕作したい。ということで申請が提出されています。農地の価格は交渉中です。

申請番号11番です。権利の内容は所有権の移転になっております。

土地は、〇〇町の田1筆の54㎡です。譲渡人は市外に住んでおり後継者もいないため、耕作・管理ができない。譲受人は自宅に近く、現在も耕作しているため、譲り受けたい。ということで申請が提出されています。農地の価格は、発生していません。

申請番号12番。権利の内容は所有権移転。土地は、〇〇町の田1筆の1, 314㎡です。譲渡人は市外に住んでおり後継者もいないため、譲りたい。譲受人は自分の農地の隣にあるため耕作しやすく、現在も耕作している。ということで申請が提出されています。農地の価格は、1筆〇〇万円です。

以上、12件については、全て3つの判断基準を満たしていると判断しています。事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この12件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますがありませんか。

〇〇番委員 8, 9, 10番の件ですがこの土地は、老人ホーム〇〇と隣接しており所有者が遠方にいて管理できないので買ってほしいと施設の代表の〇〇氏に相談され、そこは以前より老人会と施設利用者との交流会があり花やいもに野菜など作っているということもあり、今後も農地を荒らさないように交流を継続し花や野菜を作って管理していくということなので了承をしました。

会 長 他にありませんか。無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による12件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による12件の許可申請については、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第5条 許可申請》

会 長 次に議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が2件提出をされております。この2件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明いたします。

申請番号1番。権利の内容は所有権移転、土地は〇〇町の畑2筆の537㎡。農振除外済の土地となっています。申請事由は「現在、賃貸のアパートに住んでおり、職場であるきゅうりハウスに通勤し農業を営んでいます。このたび申請地に新築し武雄に定住したいと考え転用申請いたします。」ということです。工事完了時期は令和6年3月25日となっています。農地区分、許可基準の該当事項は議案書記載のとおりです。

申請番号2番。権利の内容は所有権移転、土地は、〇〇町の畑1筆、558㎡。申請事由が「40年以上前に業務用の土地として倉庫を建て、転用していた。」ということで始末書が添付されています。すでに建設済なので工事完了時期はありません。

以上、2件については農地区分、許可基準の該当事項は議案書記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので質疑をとどめます。議案第2号農地法第5条の規定による2件の許可申請について、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第2号農地法第5条の規定による2件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

———《議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条許可申請》———

会 長 次に議案第3号農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条許可申請を議題といたします。農地転用許可後の事業計画変更承認申請が2件提出されています。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号について説明します。申請番号1番、平成30年度の農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条許可申請です。土地は、北方町の宅地5筆の649.06㎡、令和2年にお客さまより、区画の面積を縮小してほしいとの相談があったため、3区画をそれぞれ縮小し5区画にした。ということで始末書が添付されています。農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請番号2番、農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条許可申請です。土地は、北方町の宅地4筆の630.96㎡、令和3年に株式会社友廣建設より一部自社で建売分譲をしたいとの相談があったので売買し、その後区画の面積を縮小し、3区画から4区画へ変更した。ということで始末書が添付されています。農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。この件について、質疑に入りたいと思います。何かございませんか。質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、質疑も無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請2件につきましては、本委員会としては承認しても差し支えないむね、佐賀県知事へ進達することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請2件については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

—————《議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)》—————

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。

議案第4号「武雄市農用地利用集積事業計画(案)」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 失礼いたします。1ページをご覧ください。こちらに「令和5年度第4号 利用権設定計画(案)」を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、なし

橘 町、田、新規、1件、2筆、4,324㎡。

再設定、10件、22筆、48,400㎡。

朝日町、田、再設定、1件、2筆、1,162㎡。

若木町、なし

武内町、田、新規、5件、20筆、26,181㎡。

再設定、2件、4筆、2,097㎡。

東川登町、田、新規、1件、3筆、3,068㎡

畑、新規、1件、4筆、1,697㎡

西川登町、畑、再設定、1件、2筆、2,711㎡。

山内町、田、新規、1件、1筆、3,027㎡。

再設定、4件、8筆、13,921㎡。

北方町、田、再設定、2件、2筆、6,241㎡。

となっております。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。

また、利用権の変更については16ページ、解除については、17ページに記載をしておりますので、ご確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法、第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。それでは議案第4号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。
議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

会 長 ないようですので質疑を止めます。
議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

————— 《議案第5号 農業振興地域内、農用地からの除外について》 —————

会 長 次に議案第5号を議題といたします。「農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見について」、農林課の説明をお願いします。

農林課 失礼いたします。農林課の荒川です。議案第5号につきまして、提案させていただきます。

議案書の1ページに農振除外を行う5件掲載しています。そのうちかいつまんで説明いたします。まず1件目ですが駐車場及び家庭菜園ということになっております。3ページの地図をご覧ください、県道武雄塩田線と隣接する農地と申請地を合わせて購入される予定で宅地は隣接する農地に立て、申請地は家庭菜園と駐車場にするということです。申請地の北側の農地の所有者とが連絡がつかず承諾が取れませんが現況が荒れていて耕作できる状態では無い為問題ないと思います。もう一つ番号4番地図は11ページです。こちらは〇〇の〇〇さんの敷地ですが、ここは平成11年頃から農地の上に事務所と倉庫が建てられていて現況農地として利用できる状態ではなく始末書案件で始末書が提出されております。他3件については資料のとおりです。以上、5件につきまして農林課としては、農振除外の5要件を満たしていると判断をいたしまして、受付をした案件でございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 農林課の説明が終わりました。それでは議案第5号について、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 1番ですが申請が出ているが所有者の確認が取れてないのか、農地が荒れているので影響がないというのがそれでいいのですか。

農林課 市としても所有者に何度となく連絡を取って見たが取れなかった。承諾が必須ではなく現況を確認して農地に影響がないか農地とし耕作する見込みがないということで問題がなければいいということである。

会 長 他にありませんか。無いようでございますので、議案第5号の質疑をとどめます。

議案第5号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。議案第5号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに決しました。

《議案第6号 武雄市非農地証明願申請》

会 長 次に議案第6号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について2件の証明願が提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号について御説明をさせていただきます。議案書の7ページをお開きください。

議案第6号、武雄市非農地証明願申請につきまして、申請番号1番です。土地につきましては、〇〇町にあります、田1筆65㎡です。これは、昭和46年に隣接地の宅地に住宅が建築されるときにその住宅の所有者より敷地の一部として譲渡の相談をされており、現在に至るまで宅地として使用されている。ということで人為的に無断転用された土地であって、かつその転用行為が20年以上経過しているため、非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。

申請番号2番、土地は〇〇町にあります、畑1筆7.12㎡です。これは、家を新築した26年ほど前から宅地の一部として利用している。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第6号について、地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

(意見なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので、質疑をとどめます。
議案第6号、2件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明
することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号 武雄市非農地証明2件について原案どおり証明するこ
とに決しました。

《 閉 会 》

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案・報告等については、
すべて終了しました。これをもちまして、令和5年10月の農業委員会総会
を終わります。